

第3回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年3月15日（水）

場 所 市民会館 展示室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 1件)

議案第2号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について
(申請件数 6件)

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 4件)

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 10件)

応召委員（12名）

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
4番	荒幡 善政	5番	比留間 望
6番	奥住 雄一	7番	高橋 文雄
8番	安彦 祥子	9番	内野 一彦
10番	宮崎 義憲	11番	峰岸 豊
12番	加園 好久	13番	石川 裕一

職務のため出席 した者（事務局）	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後4時00分開会

議 長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第3回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12人であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名で

	よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長 (石川 裕一君)	<p>異議なしと認め、4番荒幡善政委員と9番内野一彦委員以上2名の方をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (本木 豊君)	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、1件の申請がございました。</p> <p>申請番号1番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。</p> <p>理由は、令和4年8月11日申請人の夫の死亡による相続であります。</p> <p>なお、本申請に際しまして石川委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。</p> <p>それでは荒幡部会長、よろしくをお願いいたします。</p>
4番 (荒幡 善政君)	<p>本日午後2時00分から土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。</p> <p>議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。</p> <p>申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ネギ、コマツナ、キャベツ、アレッタが栽培されておりました。②の農地は、作付け準備中でした。③の農地は、タマネギ、ナバナが栽培されており、一部作付け準備中でした。</p> <p>現地は適正に管理されており、問題はございませんでし</p>

<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>た。</p> <p>以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。</p> <p>なお、こちらの申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願ひします。</p> <p>他にございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、6件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 (本木 豊君)</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>議案第2号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について、6件申請がございました。</p> <p>本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき作成される農用地利用集積計画に基づき利用権の設定を行うものでございます。</p> <p>申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。</p> <p>利用権設定の期間は、令和5年4月1日から令和10年7月31日までの5年4か月間となります。</p> <p>申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。</p>

利用権設定の期間は、令和5年4月1日から令和10年9月30日までの5年6か月間となります。

申請番号3番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は、令和5年4月1日から令和8年4月30日までの3年1か月間となります。

申請番号4番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は、令和5年4月1日から令和8年6月30日までの3年3か月間となります。

申請番号5番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となります。

申請番号6番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は、令和5年4月1日から令和10年6月30日までの5年3か月間となります。

なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号1番の方が本市の新規就農者、申請番号2番から6番の方が本市の認定農業者でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

なお、本件につきましては、奥住委員に係る案件を含んでおりますので、奥住委員におかれましては、議案の審議につきましても、奥住委員本人に関する事項につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4 番
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大に

ついて」、6件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、タマネギ、ホウレンソウが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①の農地は、麦が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号6番の農地でございますが、①から④の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、申請番号1番、2番、6番の申請地につきましては、私から報告します。それぞれの現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

はい、宮崎委員。

10 番
(宮崎 義憲君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(石川 裕一君)

はい、荒幡委員。

4 番
(荒幡 善政君)

4番、5番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、4件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、4件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番、4番が駐車場、申請番号2番、3番が共同住宅でございます。以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

1番、2番、4番の届出地につきましては、私から報告します。

それぞれの現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

はい、宮崎委員。

10番
(宮崎 義憲君)

3番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、10件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、10件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、3番、4番が駐車場、申請番号2番、8番、9番、10番が一般住宅、申請番号5番が工場、申請番号6番、7番が宅地拡張でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、本件につきましては、波多野委員に係る案件を含んでおりますので、波多野委員におかれましては、議案の審議につきまして、波多野委員本人に関する事項につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

はい、宮崎委員。

10 番
(宮崎 義憲君)

1番、3番、4番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、荒幡委員。

4 番
(荒幡 善政君)

2番、10番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、比留間委員。

5 番
(比留間 望君)

5番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、内野委員。

9 番
(内野 一彦君)

6番、7番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

8番、9番の届出地については、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願いいたします。

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これもちまして第3回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時18分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和5年3月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩